

会計年度任用職員（初任者研修に係る非常勤講師）募集要項

栃木県教育委員会事務局義務教育課では、会計年度任用職員（初任者研修に係る非常勤講師）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
若干名	佐野市立小・中・義務教育学校 足利市立小・中学校	○初任者研修に係る非常勤講師（拠点校方式に係る初任者の校外研修時の後補充） ・初任者が栃木県総合教育センター等における校外研修のために学校を離れる際に勤務し、初任者の担当する授業等を代わりに行う。 ○初任者研修に係る非常勤講師（単独校方式の初任者指導教員） ・初任者に対し教科指導、児童生徒指導等、教員の全般的な職務内容について指導を行う。

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日まで
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 ①単独校方式の1人配置校の指導教員（非常勤講師）
※ 1日7時間45分（予定）、週3日、35週勤務する。
※ 途中に45分の休憩時間があります。
※ 原則、時間外勤務はありません。
②拠点校方式の初任者研修後補充非常勤講師
※ 1日7時間45分（予定）、年間11日の範囲内で勤務する。
- (3) 給与 ① 時間額 2,620円（令和2(2020)年4月1日予定）
② 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
- (4) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6か月以上の者）
- (5) 社会保険 災害補償については、「労働者災害補償保険法」によります。
- (6) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

(1) 各校種・職種に応じた免許状を有する人

(2) 地方公務員法第16条及び教育基本法第9条に規定する欠格条項に該当しない人

（次のいずれにも該当しない人）

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

- ウ 教育職員免許法第10条及び第11条の規定により免許状がその効力を失う又は取上げの処分を受けてから3年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 栃木の教育を担う若手教員を育てる使命感をもっている人
(指導教員については、管理職等経験者や十分な勤務実績を有し指導的な立場で力を発揮できる人)

4 申込方法

令和2年度当初から任用を希望する人は、履歴書を下記の送付先まで郵送または持参してください。

【令和2年2月28日必着】

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

(1) 履歴書（写真付）について

- ※ 安足教育事務所ホームページからダウンロードした履歴書様式（下記参照）に必須事項をご記入ください。ダウンロードが難しい場合、市販の履歴書でも申し込み可能です。
- ※ 履歴書を提出されても、必ずしも採用されるとは限らないことをご理解の上、必要事項を記入し、期限を守って提出願います。
- ※ 持参の場合は、平日の8：30～17：15の間にお越しください。
- ※ 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
- ※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

【応募書類の送付・提出先】

○ 安足教育事務所学校支援課 ☎0283-23-1471
〒327-8503 佐野市堀米町607

5 選考方法

履歴書により、書類選考を実施します。書類選考の結果、面接を実施する方には、令和2（2020）年3月6日（金）までに電話でご連絡します。最終的な結果の連絡等につきましては、面接時にご説明いたします。